

君津市污水適正処理構想

令和4年度

君 津 市

目 次

1	汚水適正処理構想とは	1
2	汚水処理施設.....	1
3	構想の見直し理由	3
4	君津市の汚水処理施設整備の現状と課題.....	4
5	構想見直しの基本方針	5
6	構想見直しの結果	6
7	今後の整備の見込み.....	7

1 汚水適正処理構想とは

汚水適正処理構想は、持続可能な汚水処理システム構築に向け、市域全体において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する汚水処理施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくための基本方針となるものです。

この構想は、本市がそれぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適切な整備、運営管理手法を策定した上で、千葉県と連携して作成し、継続的な進捗管理並びに必要な見直しを行っていきます。

2 汚水処理施設

(1) 汚水処理のしくみ

汚水処理の方式は、下水道を代表とする複数の家庭や事業所からの汚水を管きよで集約して1箇所で処理する「集合処理」と、各家庭や事業所で汚水を処理する「個別処理」に大別することができます。以下のような特徴があります。

ア 集合処理

- ・家屋や事業所が密集した市街地や集落の汚水処理に適しています。
- ・整備に比較的長い期間を要します。

イ 個別処理

- ・家屋や事業所がまばらな地区の汚水処理に適しています。
- ・比較的短期間で整備が可能です。
- ・各家庭、事業所の浄化槽毎に定期的な点検・検査が必要です。

集合処理、個別処理の主な整備手法は図1のとおりですが、君津市では、単独公共下水道及び農業集落排水による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により汚水処理が行われています。

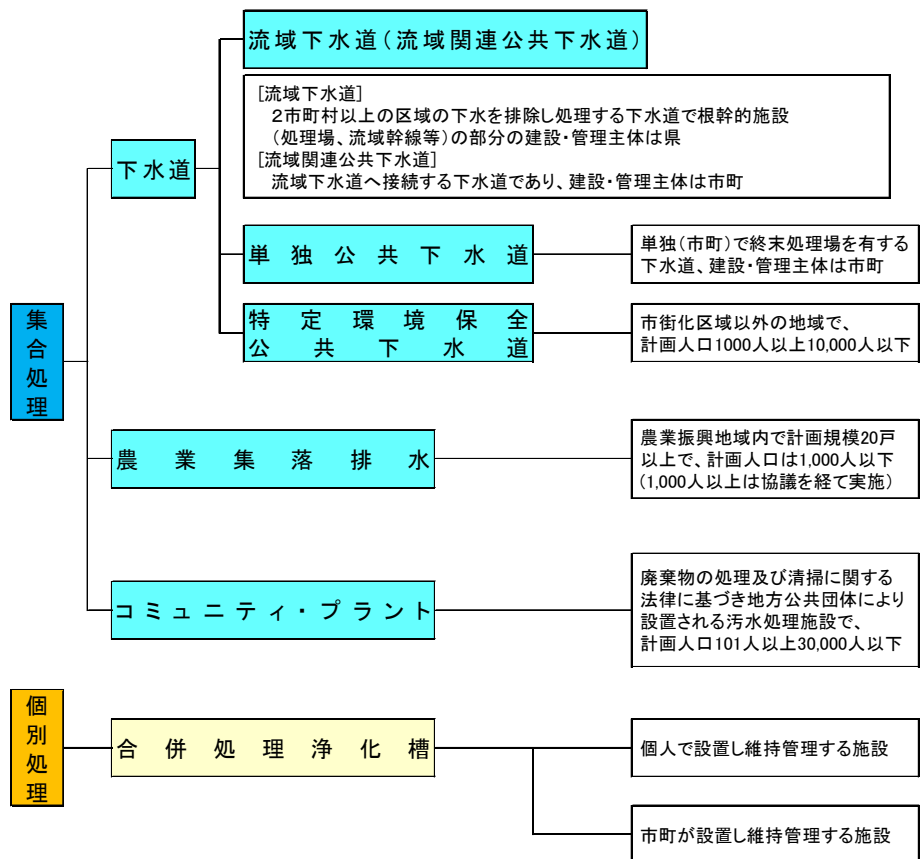
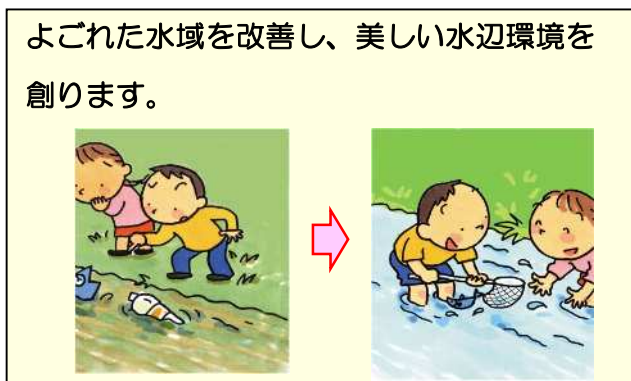
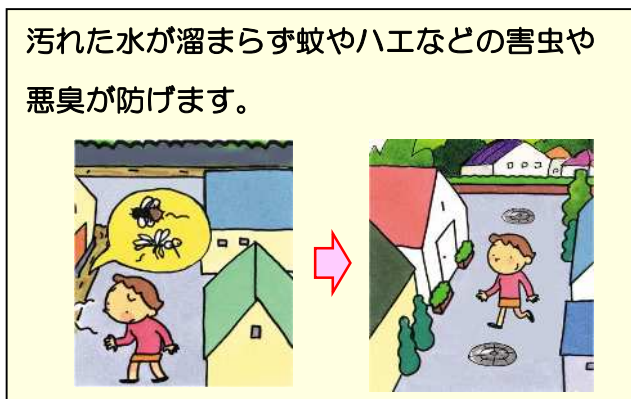


図1 集合処理、個別処理の主な整備手法

(2) 污水处理施設整備による効果

污水处理施設を整備し利用することにより、以下のような効果が得られます。



3 構想の見直し理由

本市では、平成27年度に見直しを行った污水適正処理構想に基づき、各種污水处理施設の整備を進めてきました。

しかし、以下の動向に示す国、千葉県のマニュアルにも示されたように、今後は令和6年度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了（概成）することを目指し、都市計画等との整合を図りつつ、地域特性や市民の意見、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備、運営管理手法の選定を行うことが必要不可欠となっています。

このような状況下において、「君津市污水適正処理構想」の見直しを行います。

(1) 国の動向

平成26年1月：污水处理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、公表しました。

(2) 千葉県の動向

令和4年3月：国の策定したマニュアルに基づき、「千葉県全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」の改訂版を策定しました。

ア 目標年次を見直し、短期（目標年次令和6年度）での早期概成と共に、中期（目標年次令和16年度）及び長期（目標年次令和31年度）での持続的な污水处理システムの構築を目指す。

イ 前回のマニュアルを踏襲しつつ、広域化・共同化等を踏まえた効率的な污水处理システムの構築を目指す。

ウ 整備手法判定に用いる費用関数の見直しを行う。

4 君津市の汚水処理施設整備の現状と課題

(1) 汚水処理施設整備の現状

本市では従来の構想に基づき、単独公共下水道及び農業集落排水による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により汚水処理施設の整備を進めてきました。

令和2年度末時点での汚水処理人口普及率は、表1に示すとおりとなっています。

表1 整備手法別人口の割合（令和2年度末）

整備手法		処理人口 (人)	割合 (%)
集合処理	下水道	49,346	59.6
	単独公共下水道		
	農業集落排水	243	0.3
個別処理	合併処理浄化槽	13,622	16.5
未処理		19,537	23.6
合計		82,748	100.0

(2) 汚水処理施設整備における課題

本市の汚水処理施設整備における課題は、以下のとおりです。

ア 汚水処理の普及・促進

本市の汚水処理状況は、人口が集中している市街化区域が概ね単独公共下水道で整備済みとなっているため、普及率が高い状況ですが、市街化調整区域については、衛生的な生活ができるように汚水処理施設整備の促進に努めていく必要があります。

イ 汚水処理施設の改築更新

本市では汚水処理施設として君津富津終末処理場、折木沢地区農業集落排水処理施設並びに君津市衛生センターを有しています。君津市衛生センターは令和3年度に建替えが完了しましたが、今後、その他の施設についても安定した汚水処理を継続的に行うため、合理的かつ経済的な改築更新を行っていく必要があります。

ウ 厳しい財政状況

本市を取り巻く下水道事業については厳しい財政状況にあります。その中で今後は、令和6年度までの汚水処理施設の概成費用に加え、公共下水道施設の改築更新事業や浸水対策事業の費用の増加も見込まれており、経済的かつ効率的な汚水処理施設整備・運営管理が求められます。

5 構想見直しの基本方針

(1) 時間軸の観点を考慮した見直し

時間軸の観点を盛り込み、短期（目標年次 令和 6 年度）で汚水処理施設を概成するための整備内容等を明らかにし、中長期（目標年次 中期：令和 16 年度、長期：令和 31 年度）での持続的な汚水処理システム構築を目指します。

(2) 汚水処理施設の区域内における計画処理人口の見直し（短期構想）

短期（目標年次 令和 6 年度）での汚水処理施設の概成については、令和 6 年度までに整備が完了する予定ですが、平成 27 年度の構想策定時から将来人口の推計値が減少しているため、処理人口の見直しを行います。

(3) 改築更新や運営管理の観点を含めた見直し（中長期構想）

中長期的なスパン（15～30 年程度）では、処理人口の見直しに加え、整備済み汚水処理施設の改築更新や運営管理を中心とした検討を行います。

(4) 総合的な評価における整備手法・運営管理の検討

整備手法・運営管理については、既存施設の安定性や経済性等を総合的に判断するとともに、定住の受け皿となる新たな区域（市街化調整区域）の可能性も十分考慮しながら、検討を行います。

6 構想見直しの結果

本構想において基本方針に基づき適正な汚水処理方式を選定しました。

単独公共下水道の整備区域は、市街化区域及び全体計画区域外の接続済み区域（かずさアカデミアパーク）、市街化調整区域の一部とします。

これにより、令和2年度末時点での単独公共下水道の整備区域1,262haが、短期目標年次である令和6年度には192ha拡大し1,454haとなり、処理人口は59.6%から76.2%に増加します。

中長期構想として、整備区域の将来人口を踏まえ、経済的かつ効率的な改築更新や運営管理を行います。また、整備手法については将来性や地域特性等を勘案し、単独公共下水道の整備区域の拡大を図り、その他の区域（農業集落排水区域を除く）は、合併処理浄化槽による個別処理への転換を促進し、長期目標年次での100%達成を目指します。

表2 構想見直しの結果

整備手法		現況			見直し構想(短期)		
		令和2年度			(目標:令和6年度)		
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	割合 (%)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	割合 (%)
汚水処理合計		1,284	63,211	76.4	1,476	73,020	92.7
集合 処理	単独 公共下水道	1,262	49,346	59.6	1,454	60,013	76.2
	農業 集落排水	22	243	0.3	22	232	0.3
個別 処理	合併処理 浄化槽	-	13,622	16.5	-	12,775	16.2
未整備		-	19,537	23.6	-	5,737	7.3
合計		1,284	82,748	100	1,476	78,757	100
整備手法		見直し構想(中期)			見直し構想(長期)		
		(目標:令和16年度)			(目標:令和31年度)		
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	割合 (%)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	割合 (%)
汚水処理合計		1,878	66,388	95.8	2,481	55,116	100.0
集合 処理	単独 公共下水道	1,856	52,807	76.2	2,459	41,999	76.2
	農業 集落排水	22	204	0.3	22	162	0.3
個別 処理	合併処理 浄化槽	-	13,377	19.3	-	12,955	23.5
未整備		-	2,913	4.2	-	-	-
合計		1,878	69,301	100	2,481	55,116	100

注) 全県域汚水適正処理構想見直し市町村作業マニュアルに基づき、目標年度の将来人口には国立社会保障・人口問題研究所による文献(平成30年公表)を使用しています。

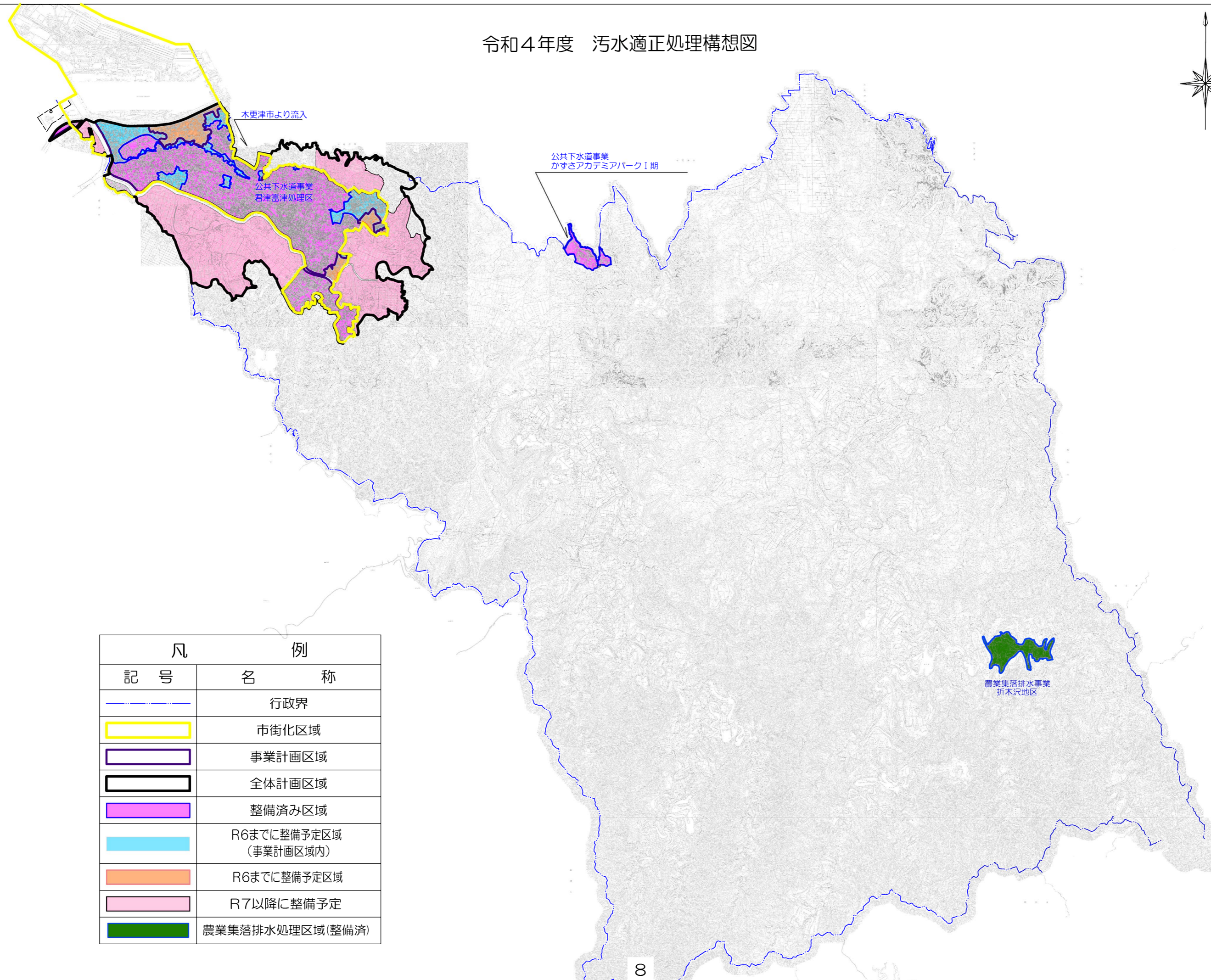
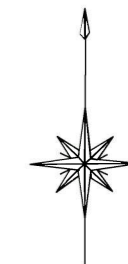
7 今後の整備の見込み

本市は、「令和 4 年度汚水適正処理構想図」に示すとおり、単独公共下水道の事業計画区域のうち、約 87%を整備しております。今後は、短期目標年次(令和 6 年度)までに区域内の整備率 100%を目指し、引続き整備を進めていきます。

また、その後も中長期構想に基づき、令和 31 年度まで計画的に新規整備を継続する見込みです。

合併処理浄化槽の整備についても、単独浄化槽や汲み取りからの転換促進に努め、早期の整備完了を目指すものとします。

令和4年度 汚水適正処理構想図



凡 例	
記 号	名 称
	行政界
	市街化区域
	事業計画区域
	全体計画区域
	整備済み区域
	R6までに整備予定区域 (事業計画区域内)
	R6までに整備予定区域
	R7以降に整備予定
	農業集落排水処理区域(整備済)